

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成 28 年 10 月 25 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人は、平成●●年（●）第●号交通違反処分取消請求事件（以下「本件事件」という。）を担当している都公安委員会の訴訟代理人弁護士への謝金の支払い（以下「本件支出」という。）は、都公安委員会の予算の目的に反しており不当であるとして、都公安委員会に対し、改革等を求めているものと解される。

請求人は、本件支出が都公安委員会の予算の目的に反している理由を、本件事件の訴訟代理人弁護士が、裁判所に対し、本件事件の「却下」を求めることは警察官の不正行為を隠蔽する意図であり、この意図は都公安委員会の使命に反していると主張している。しかしながら、この主張は、訴訟代理人弁護士の本件事件に対する取扱いの不当性をいうものにすぎず、本件請求における財務会計行為である本件支出自体の不当性を主張していると解することはできない。

財務会計行為の違法性を含まない主張に対し、平成 12 年 5 月 23 日青森地裁の判決では、「原告の主張は財務会計上の違法行為の主張を含むものとはいえない以上」、「原告の訴えは、住民訴訟の対象とならない請求権を代位行使する不適法なものとして却下を免れない。」としている。

これらのことから、本件支出自体の不当性の主張を含むと解されない本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法と解さざるを得ない。